

国立大学法人島根大学と隠岐島前3町村との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と海士町、西ノ島町及び知夫村（以下「隠岐島前3町村」という。）が包括的な連携のもと、離島地域の高校の魅力化・活性化、地域貢献、教育、文化、国際交流、共同研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

この協定締結の証として本書4通を作成し、島根大学及び隠岐島前3町村が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年5月15日

(連携・協力)

第2条 島根大学と隠岐島前3町村は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 離島地域の高校の魅力化・活性化に関する事項
- (2) 地域貢献及び人材育成に関する事項
- (3) 教育・文化の振興に関する事項
- (4) 国際交流の推進に関する事項
- (5) 共同研究に関する事項
- (6) その他両者が必要と認める事項

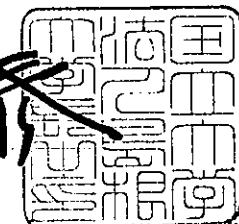
国立大学法人島根大学

島根大学長

海士町

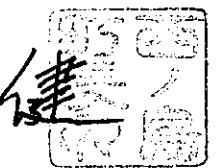
海士町長

小林洋恭



西ノ島町
西ノ島町長

升谷 健一



知夫村
知夫村長

福山孝行



(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と隠岐島前3町村のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学と隠岐島前3町村は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。